

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

審査請求人が令和5年6月19日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和5年2月22日付け公文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（令和5年度審査請求第5号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

1 本件処分に係る事実の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年2月7日、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、尼崎市長に対し、同日付けの公文書開示請求書を提出して、尼崎市健康福祉局保健部（健康支援推進担当）（令和4年度当時。以下「健康支援推進担当」という。）が保有するA大学からの受動喫煙対策の調査に係る文書（令和4年度分の照会、回答起案の一式）（以下「本件開示請求文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 処分庁は、本件開示請求文書として、A大学から健康支援推進担当に対して送付された電子メールで件名が「受動喫煙対策に関する調査票発送のお知らせ」のメール本文を出力した文書、都道府県庁、県庁所在市、政令市、23特別区、中核市、中核市候補市におけるタバコ対策担当者あての調査依頼文及び健康支援推進担当が回答を記入した調査票（以下これらの文書を「本件対象文書」という。）を特定した。
- (3) 処分庁は、本件対象文書のうち条例第7条第2号の規定に基づき、個人の氏名、住所、電話番号（市職員にあっては、課長補佐級以下職員）及び同条第3号の規定に基づき法人等の社名、住所、電話番号（以下これらを「本件不開示部分」という。）を不開示とする旨の本件処分を行い、その旨を公文書部分開示決定通知書（令和5

年2月22日付け尼健第984号-4) (以下「本件決定通知書」という。) により審査請求人に通知した。

- (4) 審査請求人は、令和5年6月19日、A大学からの受動喫煙対策の調査の研究責任者の氏名は条例第7条第2号に該当しないことを不服とし、また本件対象文書の本件不開示部分には個人の住所、電話番号及び法人等の社名、住所、電話番号は記載されていないため、本件決定通知書に記載されている開示しない部分を個人の氏名及びメールアドレスに変更することを求める審査請求を行った。
- (5) 処分庁は、令和5年8月28日に本件処分を変更し、審査請求人が求める「健康支援推進担当が保有する、A大学からの受動喫煙対策の調査に係る文書（照会、回答起案の一式。2022年度分）」のうちホームページで公開されている情報（「B」及び「C」）を新たに開示するとともに、「公文書の開示をしない部分及びその理由」欄の記載内容を変更し、同日付け尼マナ第217号の公文書部分開示変更決定通知書により審査請求人に通知した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消すとの裁決を求めている。

本件対象文書のうち、A大学からの受動喫煙対策の調査の研究責任者の氏名は条例第7条第2号に該当しない。

本件対象文書の不開示部分には個人の住所、電話番号また法人等の社名、住所、電話番号は記載されていない。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

令和5年8月28日付け尼マナ第217号で処分庁が審査請求人に対して行った変更決定（以下「変更決定」という。）により、審査請求人が令和5年6月19日付け審査請求書において開示すべきと主張する本件対象文書のうちホームページで公開されている情報（「B」及び「C」）を新たに開示するとともに、同請求書において変更すべきと主張する「公文書の開示をしない部分及びその理由」欄の記載内容を変更した。

よって、本件処分（変更決定後のもの）は違法不当な点がないことから本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 判断に当たっての基本的な考え方

本件においては、処分庁は、当初に行った本件処分について、変更決定を行い、本件対象文書についての不開示の範囲を変更している。

以上を踏まえて検討する。

2 研究責任者の氏名の公開について

変更決定により、研究責任者の氏名は開示されている。

したがって、現時点において審査請求人に不服のある部分は全て開示されており、本件請求は審査請求の利益を欠き、却下を免れない。

3 本件決定通知書の開示をしない部分及びその理由欄の取消と変更について

変更決定により、変更がされている。

したがって、現時点において審査請求人に不服のある部分は全て変更されており、本件請求は審査請求の利益を欠き、却下を免れない。

4 公文書の開示しない部分及びその理由欄のうち、「(開示しない部分) 法人等の社名、住所、電話番号(理由) 当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため」の部分の取消しについて

変更決定により、当該部分については変更され、削除されている。

そのため、審査請求人に不服のある部分は削除されており、本件請求は審査請求の利益を欠き、却下を免れない。

5 結論

以上のことから、現時点において審査請求人に不服のある部分は全て開示されているため、本件請求は審査請求の利益を欠くので、主文のとおり裁決する。

令和6年6月24日

審査庁 尼崎市長 松本 眞